

## 留萌圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会委員公募のお知らせ

北海道では、障がいのある方の地域での暮らしを支えるサービスや、差別・虐待・権利擁護に関することなどについて協議するため、全道14の圏域に「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」(以下「地域づくり委員会」という。)を設置しています。

このたび、地域づくり委員会において、道民の皆様の意見を伺い、ともに考えるため、次のとおり委員を公募しますので、積極的に御応募ください。

### 1 応募資格

次の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 留萌振興局管内に居住する満20歳以上の方〔令和6年4月1日現在〕
- (2) 障がい保健福祉に幅広い見識と関心を持ち、年数回開催する委員会に出席できる方

### 2 募集する人数

- (1) 障がいのある方 1名又は2名
- (2) 地域住民 1名又は2名 合計3名以内

### 3 委員の任期

委嘱の日(令和6年4月1日予定)から2年間

※ 委嘱された方の氏名は公表されます。

### 4 応募方法

#### (1) 応募に必要な書類(2種類)

ア 応募用紙(様式1)

イ 作文(様式2)

「障がい者が暮らしやすい地域の実現に向けて」をテーマとして、あなたが考えていることを800字以内にまとめてください。

※ 書類は、点字又は代筆によることもできます。点字による応募の場合は、様式は自由です。

※ 様式1及び2は、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課及び各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課で配布しているほか、北海道のホームページでダウンロードできます。

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/174368.html>)

#### (2) 書類の提出方法

提出期限までに郵送(当日消印有効)又は持参してください。

※ 持参の場合は、平日の9:00~17:00までの間に持参してください。

### 5 選考

選考委員会において、作文及び応募用紙記載内容を総合的に審査の上、選考します。なお、過去に国又は地方公共団体の議員及び職員であった方からの応募については、他に応募者がいなかった場合にのみ選考対象となります。

選考結果は、応募した総合振興局(振興局)から、3月中までに応募者全員にお知らせします。

### 6 委員の役割等

- (1) 学識経験者等の委員とともに、障がいのある方の地域での暮らしを支えるサービスや、差別・虐待・権利擁護などに関する課題や申し立てのあった事項について、当事者や参考人などから意見聴取を行い、問題の解決に向けて協議をしていただきます。
- (2) 個別の権利侵害等について協議する場合には、委員会は非公開となりますので、委員会内で協議されたことについては、秘密を保持していただくことになります。

### 7 報酬等

委員会に出席いただいた場合は、北海道の規定に基づき、報酬及び旅費をお支払いします。

- 8 応募先・問い合わせ先  
留萌振興局保健環境部社会福祉課  
〒077-8585  
留萌市住ノ江町2丁目1-2 留萌合同庁舎  
電話 0164-42-8317
  
- 9 所管する市町村  
留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町